鹿児島市立学校における業務改善アクションプラン

（令和２年度～令和４年度）

学校における課題が複雑化・多様化する中において、新学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

市教育委員会においては、平成30年12月、業務改善を推進するに当たっての基本的な方向性を示すものとして「学校における業務改善方針」を策定し、「学校における勤務環境整備」、「効果的な学校運営」、「教職員の意識改革」、「教育委員会による学校サポート体制の充実」の四つの方向性で学校における業務改善を推進することとしています。

今回、県教育委員会が平成31年３月に策定した「教師の勤務時間の上限に関する指針」を参考に、「教師の勤務時間の上限に関する指針（鹿児島市版）」（以下「上限指針」という。）を策定しました。

また、県教育委員会が取りまとめた「学校における業務改善アクションプラン」・「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、市の「学校における業務改善方針」を踏まえて、学校に在校している時間の短縮や効率的・効果的な業務の推進など長時間勤務の本市の実情に即した削減方策として数値目標を設定し、中長期的な具体的な取組を「鹿児島市立学校における業務改善アクションプラン」・「学校の部活動等の方針」（以下「部活動方針」という。）として取りまとめました。

今後、上限指針・本プラン及び部活動方針に基づき、県教育委員会やＰＴＡ連合会などの関係団体とも連携しながら、全ての教育関係者で学校における業務改善を推進します。

《目的》　学校における働き方改革を通じた教育の質の維持・向上

《目標》
- **○　正規の勤務時間を超える勤務は月４５時間以内、年３６０時間以内**
- **○　教職員の８０％以上が「業務改善が進んでいる」と実感**

＜令和２年度　７０％以上、３年度以降　８０％以上＞

《方策》
1. **教職員の意識改革**
2. **効果的な学校運営**
3. **学校における勤務環境整備**
4. **教育委員会による学校サポート体制の充実**

取組の実施に当たっては、中央教育審議会の答申において示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」を踏まえつつ、保護者や地域の理解を得て、学校や地域の実情に応じて進めることとします。

次ページ以降に、方策１～３については「全ての学校で実施する取組」等、方策４については「教育委員会の取組」を示します。

《方策１》　教職員の意識改革

教職員一人一人の働き方に関する意識改革を図るとともに、保護者や地域住民等も含めた教育関係者の学校における業務改善に対する認識の共有化を図ります。

【全ての学校で実施する取組】

◎　原則として週１回の定時退校日を設定する。
◎　退勤目標時刻（目安：19時30分）を設定する。
◎　リフレッシュウィーク（８/11～８/17）には、校内行事等を実施しない。
◎　学校経営目標や学校評価等の項目に業務改善の内容を設定する。
◎　業務改善について、教職員全員で取り組む「１Action」、教職員一人一人がそれぞれ課題意識をもって取り組む「１Try」を設定する。

【業務改善に効果的な取組（例）】

○　校舎の施錠･解錠は、教職員の勤務状況等に応じて柔軟に対応する。
○　児童生徒が登校する適切な時間帯を設定して、保護者等に周知する。
○　緊急時の連絡方法を確保しつつ退勤時刻を設定した上で、留守番電話を設置する。

《方策２》　学校運営の効果的な取組

教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる体制を整備します。

【全ての学校で実施する取組】

◎　一部の教職員に業務が偏ることのないように校務分掌の分担を見直す。
◎　出退時刻記録システムを活用し、教職員の勤務時間を把握する。
◎　日課表に授業準備の時間を位置付けるなど、勤務時間内に授業準備等の時間を確保する。
◎　適正な時間に休憩時間を確保する。
◎　勤務時間を考慮した諸会議等の時間設定を行う。
◎　教育課程の編成に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮し、年間を通した適正な授業時数を設定する。
◎　毎週決まった曜日の定時退校日に加え、給与支給日等も定時退校日として設定する。
◎　部活動顧問一人だけに負担が偏らないように、外部指導者等の活用も含めた複数の部活動の指導者による指導体制の構築に努める。
◎　学校の部活動方針及び年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）をＰＴＡで説明したり、学校のホームページの掲載等により公表する。
◎　生徒や教員の数、外部指導者等の活用状況等に基づき、学校の実情に即した部活動数を定める。

《方策３》　学校における勤務環境整備

長時間勤務を是正し、教職員が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮し、やりがいをもって働き続けられる環境を整えます。

【全ての学校で実施する取組】

◎　職員室のレイアウトの変更、文書整理を行うなど、執務環境を改善する。

◎　ＩＣＴ機器等を活用した事務処理及び校務データの共有化などを行う。

◎　データベースや校内ＬＡＮ等を活用して、教材の共有化を図り、授業準備等の時間を短縮する。

◎　ＫＥＩネットポータルサイトやかごしま学力向上支援Ｗｅｂシステム、県総合教育センターのＷｅｂサイトを活用し、授業準備や教材研究の効率化を図る。

◎　スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ)、特別支援教育支援員や就職支援員等と連携・分担する体制を整備する。

◎　事務職員の校務運営への参画を一層拡大する。

◎　学校評議員会等で、地域との役割分担について協議を行い、学校支援ボランティア等の地域ボランティアの協力を得る。

◎　学期中は、週当たり２日以上の部活動休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする。）

◎　生徒の心身の発達及び競技の特性等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

◎　各部活動における各種大会の参加回数は全体的に縮減を図り、運動部活動については、中学校体育連盟及び競技団体等が主催する大会を合わせて最大年９回程度とする。文化部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等への参加については、合わせて最大年９回程度とする。

【業務改善に効果的な取組（例)】

○　確かな学力を身に付けさせることが学校教育の中心的な役割であり、授業準備の時間確保を他の行事、活動に優先して行わなければならないことを、保護者や地域に対して説明し、理解を得る。

○　保護者会等を通じて、部活動に係る活動方針（休養日や練習時間）や年間活動計画等について、保護者や地域に理解と協力を得る。

《方策４》　教育委員会による学校サポート体制の充実

学校における業務改善を一層促進するために、教育委員会による学校サポート体制の充実に努めます。

【学校サポート体制に対する主な取組】

○　各種調査、報告物等について、計画期間内に15％の削減目標を設定するとともに、簡便な提出様式や提出方法への見直しに努める。

○　市長部局や民間団体等に対して、作文や絵画等の出品における提出方法等の見直しを要請する。

○　学校に作成を求めている学習指導、生徒指導、学校運営等に関する全体計画や個別の児童生徒に対する計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立って整理・合理化する。

○　市教育委員会主催の各種会議や研修会の回数の削減や効率的な運営により、計画期間内に、会議等の年間総時間数を20％削減するよう努める。

○　長期休業期間に学校閉庁日を設定する。

○　給食費の公会計化及び学校徴収金の徴収・管理体制の在り方について検討する。

○　管理職研修会等において、業務改善の意識改革を図る研修プログラムを工夫するとともに、学校教育の一環として行われる部活動の適切な運営の在り方について、周知・理解を図る。

○　ストレスチェックや在校等時間が一定時間を超えた教職員への産業医等による面接指導等を実施するとともに、心身の健康問題についての相談窓口の設置や年次有給休暇等の取得促進などを行う。

○　学校と地域ボランティアとの連絡調整等に関わるコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）の養成と資質向上に努める。

○　「鹿児島市立中・高等学校運動部活動活性化事業」等を推進することで、地域の人材の活用に努め、競技力の向上を図るとともに、競技経験のない部活動顧問の負担軽減を図る。

○　参加する大会等の全体像を把握し、大会参加が生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、県教育委員会と連携しながら、主催者等に大会の統廃合等の要請等を行う。

○　各学校における部活動の運営が適切に行われるよう、研修会を通して管理職に対する指導を行うとともに、部活動の指導者を対象とする研修会を実施し、資質の向上を図る。

○　競技団体や地域と連携し、外部指導者等の確保に努める。